

国自基第128号の2
国自整第245号の2
令和2年12月25日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知願います。

国自基第128号の2
国自整第245号の2
令和2年12月25日

軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省自動車局長
(押 印 省 略)

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」
の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知しましたので了知願います。

別添

国自基第128号
国自整第245号
令和2年12月25日

地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(押印省略)

「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」の一部改正について

今般、「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について（依命通達）」（平成9年3月28日付け自技第35号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添1及び2のとおり周知したので了知されたい。